

経済振興委員会報告資料

福岡市観光振興条例に定める
条例の施行状況の検討について

令和5年9月
経済観光文化局

福岡市観光振興条例に定める条例の施行状況の検討について

1. 検討の趣旨

福岡市観光振興条例（以下「条例」という。）については、附則において、条例の施行後3年を経過した場合に、条例の施行状況について検討を行うよう定められていることから、外部有識者による検討委員会を設置し、条例に定める施策の実施状況や、これらの財源となる宿泊税制度について検討を行ったもの。

2. 検討委員会から提出された報告書概要

(1) 検討経緯

区 分	議 事
第1回検討委員会 (令和5年5月29日)	福岡市の観光を取り巻く状況 これまでの観光施策の成果 今後の行政需要と宿泊税制度のあり方
第2回検討委員会 (令和5年8月4日)	宿泊事業者アンケートの結果 福岡市観光振興条例の施行状況に関する検討委員会の報告書(案)

※報告書については、令和5年8月23日付で福岡市に提出

(2) これまで実施した観光施策の成果

① 観光・MICE 推進プログラムに基づく観光施策の成果

福岡市では、「観光・MICE 推進プログラム」（令和2年度～令和4年度）に基づいた観光施策が実施されており、宿泊税を活用して、条例に定める基本理念に基づいた観光振興が推進されている。これらの取り組みについては、マリンメッセ福岡B館の整備による大規模催事の実施、博多旧市街フェスティバルにおける来訪者数の増加、Fukuoka East & West Coast プロジェクトによる北崎・志賀島地区の来訪者数の増加など、成果が一定程度出ているものと考えられる（報告書P2-P4参照）。

② 宿泊事業者の評価

市内宿泊事業者に実施したアンケート調査において、宿泊税を活用した観光施策については、各施策とも6割以上が評価されていた。中でも「『博多旧市街プロジェクト』などの歴史・文化資源を活用したエリア観光の推進」は80.6%、「博多駅筑紫口のエスカレーター設置や観光地周辺の公衆トイレの洋式化などによる受入環境の整備」は74.1%の宿泊事業者が評価しており、歴史・文化を活かした観光振興や、観光客や市民の利便性向上に資する施策の評価が高かった（報告書P8参照）。

一方で、認知度については、施策によって低いものがあるため、引き続き、観光客や市民、宿泊事業者に対し、分かりやすい形で発信していく必要がある。

(3) 今後必要となる観光施策

観光施策の実施にあたっては、残された課題や新型コロナウイルス感染症等による社会情勢の変化を踏まえて作成された「観光・MICE 推進プログラム」（令和5年度～令和7年度）（報告書P19参照）に基づいて実施することが望ましい。

① 九州のゲートウェイ都市機能強化

九州広域連携による誘客、国内を代表する MICE 拠点の形成、高付加価値旅行の推進による誘客 等

② MICE 都市としてのプレゼンス向上

ポストコロナ MICE 誘致強化・支援、国際大会にあわせた受入環境の充実 等

③ 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進

博多旧市街プロジェクト、Fukuoka East & West Coast プロジェクト、宿泊事業者受入環境充実の支援、観光地におけるマナー啓発・受入環境改善 等

また、宿泊事業者からは、宿泊税を活用して取り組んでほしいこととして、人材確保や育成などの宿泊施設への支援や、災害時等の外国人観光客への対応などの受入環境整備等に関する意見が寄せられており、これらの意見も踏まえつつ、観光施策に取り組む必要がある。

以上を踏まえると、福岡市には、今後も取り組むべき観光施策があり、引き続き、財源としての宿泊税は必要である。

(4) 宿泊税制度

項目	現行	検討結果
税率（税額）	1人1泊について、宿泊料金が 2万円未満・・・150円 2万円以上・・・450円 ※別に県税50円あり	引き続き、宿泊税を充当すべき観光施策の事業規模を勘案し、一定の税収を確保しつつ、垂直的公平性が確保されている現行の税率を継続することが適当
免税点	なし	課税の公平性、特別徴収義務者の事務負担及び免税点を設けるべき特段の地域特性がないことから、引き続き、設けないことが適当
課税免除	なし	課税の公平性、特別徴収義務者の事務負担及び課税免除を設けるべき新たな事由が発生していないことから、引き続き、設けないことが適当
事務負担軽減の取組み	電子申告、申告特例制度、宿泊税報償金制度の導入や広報周知の取組みを実施	宿泊事業者アンケートにおいて、事務負担についての意見が寄せられているところであり、引き続き、特別徴収義務者の負担軽減に向けた取組みが必要

3 今後の進め方

福岡市においては、検討委員会から提出された報告書を踏まえ、現行の宿泊税制度を維持しつつ、条例及び「観光・MICE 推進プログラム」に基づいた観光施策に取り組むことで、福岡市の観光・MICE を推進していく。

なお、「観光・MICE 推進プログラム」の推進にあたっては、引き続き、宿泊事業者の意見等も踏まえながら、観光施策に取り組む。